

長崎市行財政改革プランの重点目標の状況

(1) 定員管理

項目	基準値	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	目標
基準日	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H28.4.1
正規職員数	3,267人	3,258人	3,205人	3,158人	3,094人	3,036人	3,000人
(正規職員換算 ^{※1})	(3,866人)	(3,881人)	(3,819人)	(3,818人)	(3,730人)	(3,671人)	(3,600人)

※1 正規職員換算…短時間勤務職員（再任用職員、嘱託員）を正規職員数に換算した職員数

(2) 人件費の削減

項目	基準値	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	目標
基準年度	H21決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H27決算
総人件費	362億円	345億円	342億円	328億円	318億円	314億円	340億円
普通会計 ^{※2} における人件費	314億円	298億円	298億円	285億円	275億円	274億円	293億円

※2 普通会計…国が定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計などで経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。具体的には、一般会計と一部の特別会計を合算し、会計間の重複などを控除したものである。

(3) 財政の健全化

項目	基準値	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	目標
基準年度	H21決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H27年度末
経常収支比率 ^{※3}	96.1%	94.9%	94.8%	94.0%	93.5%	93.3%	H27年度末までに80%台後半
実質公債費比率 ^{※4}	13.3%	11.1%	9.2%	7.6%	6.4%	6.2%	H27年度末までに10%以下
将来負担比率 ^{※5}	105.3%	85.7%	83.1%	80.5%	81.2%	81.0%	H27年度末までに100%以下
実質赤字比率 ^{※6} 及び連結実質赤字比率 ^{※7}	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字維持
市債発行額 (臨時財政対策債 ^{※8} 等を除く)	146億円	120億円	126億円	173億円	137億円	142億円 [698億円]	H27年度までの5か年で900億円以下
市税収納率 (滞納繰越分を含む)	92.3%	92.8%	93.8%	94.8%	95.7%	96.6%	H27年度末までに93.0%以上
財政調整基金 ^{※9} 及び減債基金 ^{※10} の合計額	77億円	90億円	98億円	120億円	152億円	178億円	H27年度末で100億円以上

- ※3 経常収支比率…人件費、扶助費、公債費など、毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税など毎年経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を測る比率のこと。都市では75%程度が妥当とされ、この値が大きくなるほど、自由に使える資金が少ないことを意味する。
- ※4 実質公債費比率…元利償還金、準元利償還金など一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す指標）を基本とした額に対する比率のこと。この比率が18%以上で地方債許可団体となり、地方債の発行に際し公債費負担適正化計画の策定が求められ、25%以上で財政健全化団体、35%以上で財政再生団体となり、財政健全化（再生）計画の策定・公表が義務付けられるとともに、地方債の発行が制限される。
- ※5 将来負担比率…地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計からの繰入見込額、退職手当負担見込額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。この比率が350%以上で財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表が義務付けられる。
- ※6 実質赤字比率…一般会計等における実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額）の標準財政規模に対する比率で、一般会計や一部の特別会計について赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。この比率が11.25%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体となり、財政健全化（再生）計画の策定・公表が義務付けられるとともに、財政再生団体になると地方債の発行が制限される。
- ※7 連結実質赤字比率…全会計（財産区特別会計を除く）における連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。この比率が16.25%以上で財政健全化団体、40%以上で財政再生団体となり、財政健全化（再生）計画の策定・公表が義務付けられるとともに、財政再生団体になると地方債の発行が制限される。
- ※8 臨時財政対策債…地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する特例地方債のこと。各地方公共団体の基準財政需要額を基本に発行額が算定され、実際の借入れの有無に関わらず、その元利償還金相当額については、後年度の普通交付税で措置される。
- ※9 財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合、災害により生じた経費の財源に充てる場合、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費の財源に充てる場合などに取り崩すことができる。
- ※10 減債基金…地方債の償還及びその信用の維持のために設置する基金で、公債費対策として、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる。地方債の償還の財源に充当することとしている。